

国不専建第24号
令和5年8月9日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

(公 印 省 略)

安全衛生対策項目の確認表について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG（以下「WG」という。）」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）（別添1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）説明書（以下「説明書」という。）（別添2）」を作成しました。

各専門工事業団体におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表※（別添3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」に関しては、今年度にWGを開催し、検討を進めることとしております。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。（外部足場は検討中）

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

専門工事業・建設関連業振興室 沖川、木下

Tel : 03-5253-8111 (内線 24861、24813)

03-5253-8282 (直通)

Fax : 03-5253-1555